

「フォークリフト運転技能講習」のご案内

最大荷重が1トン以上のフォークリフト（道路上を走行させる運転を除く。）の運転の業務には、労働安全衛生法第61条、同法施行令第20条第11号（就業制限に係る業務）により、「フォークリフト運転技能講習」の修了者でなければ従事することができません。

（一社）松本労働基準協会では中部労働技能教習センターと協議し、下記により「フォークリフト運転技能講習」を実施しますので、この機会に受講されますようご案内いたします。

記

1. 開催日時・場所

※ 受付 午前7時45分 ・ 開講 午前8時

開催日	年間(R6.4.1～R7.3.31)随時受付(別紙予定表参照)
締切日	各開催日の2週間前
定員	20名(締切日前であっても定員になり次第締め切ります。)
会場	(一社)中部労働技能教習センター松本会場 松本市島内(小宮)729-1 電話 0263(47)4443

2. 講習コース・受講資格及び受講料等

コース別	受講資格等	所要日数	学科	実技	受講料 (消費税込)	教材費 (消費税込)
第1コース	① 大型特殊自動車免許(カタピラ限定免許を除く。)をお持ちの方 ② 大型・中型・準中型・普通又は大型特殊自動車免許(カタピラ限定免許に限る。)を所持し、特別教育修了者で最大荷重1トン未満のフォークリフトの運転の業務従事経験が3月以上ある方	2日	7時間	4時間	20,900円	2,200円
第2コース	大型・中型・準中型・普通又は大型特殊自動車免許(カタピラ限定免許に限る。)をお持ちの方	4日	7時間	24時間	35,200円	
第3コース	講習科目の一部免除のない方	5日	11時間	24時間	37,400円	

3. 受講申込み等

(1) 申込先 (一社)松本労働基準協会 松本市大字島内 3427 番地 51

TEL 0263 (40) 3600 FAX 0263 (48) 1388

(2) 提出書類

写真(縦3.0cm 横2.5cm)1枚	受講申込書に貼付して下さい。(写真は申請前6カ月以内に撮影したもの)
自動車運転免許証の写し	受講申込書裏面に必要書類を貼付して下さい。 ※取得時から氏名変更された場合は氏名書替後の修了証の写しを添付して下さい。
第1コース ② のみ	特別教育修了証の写し
	経験証明書
	受講申込書裏面に必要事項を記入・捺印をして下さい。

※外国籍の方は、在留カード・住民票・旅券・外国人登録証明書のいずれかの写しを添付して下さい。
旧姓、通称併記をご希望の場合は、お名前の確認できる住民票、自動車運転免許証(氏名併記済)等の公的な証明書の写し添付。

4. 当日の持参品(昼食は各自ご用意願います。)

学科：筆記用具、受講票

実技：作業着、安全な靴、軍手、ヘルメット（ある方は持参して下さい。）

長めの靴下(ズボンの裾を入れるため)、雨具、印鑑(修了証交付時に使用)

フォークリフト運転技能講習受講申込書

※希望するコースに○をして下さい。

受付年月日	令和 年 月 日
受付番号	第 号

<input type="checkbox"/>	第1コース
<input type="checkbox"/>	第2コース
<input type="checkbox"/>	第3コース

(一社) 中部労働技能教習センター 所長 殿

次のとおり受講申込みいたします。

申込み日 令和 年 月 日

ふりがな				
氏名	(旧姓・通称名)			
	※旧姓等を使用した氏名又は通称の併記の希望の有無 有 / 無 (いずれかを○で囲む) (確認ができる住民票、自動車運転免許証等の公的な証明書のコピーが必要です)			
生年月日	昭和・平成 年 月 日生	歳		
現住所	〒 () 都・道 府・県 市・区 郡			
	電話	携帯電話	FAX	
	会社名			
勤務先	〒 () 都・道 府・県 市・区 郡			
	所在地			
	電話	FAX		
資格等の有無	所持する資格の該当欄に☑を記入し、裏面に免許証等の写しを貼付けて下さい。 所持されていない方は「無」の欄に☑を記入して下さい。			
	<input type="checkbox"/> 大型特殊自動車免許			
	<input type="checkbox"/> 大型・中型・準中型又は普通自動車免許を所持し、かつ、フォークリフト運転特別教育修了者	裏面に自動車運転免許証・特別教育修了証 写しの貼付け および 運転業務経験(3ヶ月以上)証明(事業主証明)を受けて下さい。		
<input type="checkbox"/> 大型・中型・準中型・普通自動車免許 又は 大型特殊自動車免許(カタピラ限定)	<input type="checkbox"/> 無			
受講希望日	令和 年 月 日 ~ 月 日			
受講希望会場 (希望会場に○して下さい)	飯田 ・ 松本 ・ その他	入校通知 送付先	勤務先 ・ 現住所	

【注意】 ○全日程とも、講習開始時刻に遅刻した場合は、理由の如何を問わず講習時間が不足するため受講できません。
時間に余裕をもってお早めに受講会場へお越しください。

○受講料及び教材費は原則として受講申込書をお送りいただいた後、受講日前までに納入をお願いします。

【個人情報の取扱い】

ご記入いただきました個人情報は、労働安全衛生法に基づく講習等の実施、修了証交付等の目的以外には使用しません。
また、お預かりした個人情報は、当センターが責任をもって管理いたします。

* 下の欄は当所で記入します。			
入所日	修了証番号		
修了日			
受講料	教材費	記事	

自動車運転免許証（写） 貼付欄

裏面に表面の変更事項が記載されている場合は、裏面の写しも貼り付けて下さい。

第1コース受講者で、下記の受講資格に該当される方

大型・中型・準中型又は普通自動車免許又は大型特殊自動車免許(カタピラ限定)を所持し、フォークリフト運転の業務特別教育修了者で運転業務経験が3ヶ月以上ある方は、自動車運転免許証(写)の貼付の他に特別教育修了証(写)の貼付及び下記の運転業務経験証明(事業主証明)を受けて下さい。

フォークリフト運転の業務
特別教育修了証（写） 貼付欄

* 修了証の写しは必ず、表裏の複写を貼り付けて下さい。

* 取得時から氏名変更された場合は氏名書替後の修了証(写)を添付してください。

(修了証がない場合は、事業者による特別教育実施記録又は
実施証明書等の写しをA4版でコピーし提出して下さい)

運 転 業 務 経 験 証 明 書

受講者氏名

上記の者は、大型・中型・準中型又は普通自動車免許又は、大型特殊自動車免許（カタピラ限定）を有し、フォークリフトの運転業務特別教育を____年____月に修了し、かつ最大荷重1トン未満の運転業務に____年____月～____年____月の3ヶ月以上従事した経験を有することを証明する。

令和____年____月____日

社印

事業所名

事業者・職・氏名

印

【フォークリフト運転技能講習 標準時間割】

(一社)中部労働技能教習センター

第1コース【2日間】 第2コース【4日間】 第3コース【5日間】
 学科 7時間 7時間 7時間
 実技 4時間 24時間 24時間

休憩時間 学科 1時間毎5分間
 実技 AM10:00 PM15:00 各15分

7時45分～受付 8時講習開始

第1コース・第2コース共通

時 間	講 習 科 目	講 習 時 間
1 日 目	8 : 00 ~ 12 : 15 荷役に関する装置の構造・取扱方法の知識	4.0
	12 : 15 ~ 13 : 00 昼休み	
	13 : 00 ~ 15 : 05 運転に必要な力学に関する知識	2.0
	15 : 10 ~ 16 : 10 関係法令	1.0
	16 : 15 ~ 17 : 00 学科修了試験	



第1コース

時 間	講 習 科 目	講 習 時 間
2 日 目	8 : 00 ~ 12 : 15 フォークリフト運転(荷役の操作)	4.0 実技 4時間
	12 : 15 ~ 13 : 00 昼休み	
	13 : 00 ~ 実技修了試験	
	試験終了後、合格者に対して修了式実施。	



第2コース

時 間	講 習 科 目	講 習 時 間
2 日 目	8 : 00 ~ 12 : 15 フォークリフト運転(走行の操作)	4.0
	12 : 15 ~ 13 : 00 昼休み	
	13 : 00 ~ 17 : 45 フォークリフト運転(走行の操作)	4.5 実技 8.5時間

※1日目は第1・第2 同一コースで実施

2日目から各コースに分かれて実技講習実施

第3コース

時 間	講 習 科 目	講 習 時 間
1 日 目	8 : 00 ~ 12 : 15 走行装置の知識	4.0 学科 4時間
	12 : 15 ~ 12 : 30 学科修了試験	

※第3コースは、第1・第2コース開始日前日に学科講習を実施する。(要相談)

その後、第2コースと同一コースの講習を実施する。

時 間	講 習 科 目	講 習 時 間
3 日 目	8 : 00 ~ 12 : 15 フォークリフト運転(走行の操作)	4.0
	12 : 15 ~ 13 : 00 昼休み	
	13 : 00 ~ 15 : 00 フォークリフト運転(走行の操作)	2.0 実技 8.5時間
	15 : 15 ~ 17 : 45 フォークリフト運転(荷役走行)	2.5
4 日 目	8 : 00 ~ 12 : 15 フォークリフト運転(荷役走行)	4.0
	12 : 15 ~ 13 : 00 昼休み	
	13 : 00 ~ 16 : 15 フォークリフト運転(荷役走行)	3.0
	16 : 15 ~ 実技修了試験	
	試験終了後、合格者に対して修了式実施。	

松本会場

※労働安全衛生法等に基づいて講習日程を設定しています。そのため、全日程とも講習開始時間に遅刻した場合には講習時間が不足するため受講することができません。(後記の【受講にあたっての注意事項】を必ずご確認ください。)

区分	科目	月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	2025年1月	2025年2月	2025年3月	
技能講習	移動式クレーン運転士(つり上げ荷重5t以上)				3~8 (月~土)				21~26 (月~土)				3~8 (月~土)		
	車両系建設機械(整地・運搬・積込み用及び掘削用)運転 (機体質量3t以上)	8~12 (月~金)	13~17 (月~金)	3~7 (月~金)	8~12 (月~金)	19~23 (月~金)	24~28 (火~土)	9 (月)	21~25 (月~金)	25~29 (月~金)	9~13 (月~金)	14~18 (火~金)	3~7 (月~金)	10~14 (月~金)	
	車両系建設機械(解体用)運転(機体質量3t以上)		7 (火)		26 (金)					18 (月)		24 (金)		21 (金)	
技能講習	不整地運搬車運転(最大積載量1t以上)		1~2 (水~木)		29~30 (月~火)					5~6 (火~水)		29~30 (水~木)			
	高所作業車運転(作業床の高さ10m以上)	18~19 (木~金)	23~24 (水~金)	12~13 (水~木)	4~5 (木~金)	5~6 (金~土)	13~14 (金~土)		28~29 (月~火)	14~15 (木~金)	23~24 (月~火)	27~28 (月~火)	13~14 (水~木)	27~28 (水~木)	
講習	小型移動式クレーン運転(つり上げ荷重5t未満)	※松本会場で小型移動式クレーン運転技能講習のみを受講する日程は、下記の小型移動式クレーン運転技能講習+玉掛け特別教育(計5日間)の日程の初日から3日間となります。													
	フォークリフト運転(最大荷重1t以上) ※赤字は休日講習	15~18 (月~木) 13~14→20~21 (土・日→土・日)	20~23 (月~木)	17~20 (月~木) 22~23→29~30 (土・日→土・日)	1~4 (月~木) 22~25 (月~木)	7~10 (火~金)	26~30 (月~金) 8/31→9/1→9/7~8 (土・日→土・日)	17~20 (火~金)	15~18 (火~金)	16~19 (月~木)	11~14 (月~木) 9~10→16~17 (土・日→土・日)	16~19 (月~木)	20~23 (月~木)	25~28 (火~金) 1~2→8~9 (土・日→土・日)	24~27 (月~木)
特別教育	シヨベルローダー等運転(最大荷重1t以上)		7~10 (火~金)							18~21 (月~木)					
	小型移動式クレーン運転(つり上げ荷重5t未満)+ 玉掛け(つり上げ荷重1t以上)+ セット講習	1~5 (月~金)	27~31 (月~金)	24~28 (月~金)	16~20 (火~土)		26~30 (月~金)	2~6 (月~金)	9/30→10/4 (月~金)		2~6 (月~金)		17~21 (月~金)		
特別教育	玉掛け(つり上げ荷重1t以上)+ クレーン運転特別教育(つり上げ荷重5t未満)+ セット講習	22~26 (月~金)	16~17 (水~金)	20~21 (水~金)	16~20 (火~土)		22~23 (木~金)	2~6 (月~金)		7~8 (木~金)	12~13 (水~金)	6~10 (月~金)	10~12 (月~水)	18~19 (火~水)	
	小型車両系建設機械(整地・運搬・積込み用及び掘削用)運転 (機体質量3t未満)	11~12 (水~金)	4/30→5/1 (火~水)	14~15 (金~土)				5~6 (木~金)		10/31~11/1 (木~金)	25~26 (水~木)	30~31 (木~金)		3~4 (月~火)	
特別教育	ローラー運転	24~25 (水~木)						2~3 (月~火)							
	高所作業車運転(作業床の高さ10m未満)		10~11 (月~火)						30~31 (水~木)					5~6 (水~木)	
特別教育	フォークリフト運転(最大荷重1t未満)		27~28 (月~火)								24~25 (火~水)				
	巻上げ機(ワインチ)													6~7 (水~金)	
特別教育	フルハーネス型墜落制止器具使用作業	10 (水)		10 (月)			21 (水)		15 (火)		20 (金)		10 (月)		
	フォークリフト運転業務従事者安全衛生教育			24 (月)						19 (火)					
特別教育	はい作業従事者安全衛生教育														

長野会場

※労働安全衛生法等に基づいて講習日程を設定しています。そのため、全日程とも講習開始時間に遅刻した場合には講習時間が不足するため受講することができません。(後記の【受講にあたっての注意事項】を必ずご確認ください。)

区分	科目	月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	2025年1月	2025年2月	2025年3月
技能講習	車両系建設機械(整地・運搬・積込み用及び掘削用)運転 (機体質量3t以上)	1~5 (月~金)	7~11 (火~土)	3~7 (月~金)	1~5 (月~金)	7/29~8/2 (月~金)	2~6 (月~金)	9/30→10/4 (月~金)	10/28~11/1 (月~金)	2~6 (月~金)	6~10 (月~金)	10~14 (月~金)	3~7 (月~金)	
	車両系建設機械(解体用)運転(機体質量3t以上)		8 (月)		10 (月)		8 (木)	7 (月)			9 (月)		21 (金)	
	不整地運搬車運転(最大積載量1t以上)	15~16 (月~火)		26~27 (水~木)					15~16 (火~水)			27~28 (月~火)		
技能講習	高所作業車運転(作業床の高さ10m以上)	11~12 (木~金)	1~2 (水~木)	17~18 (水~木)	17~18 (水~木)	6~7 (火~水)	17~18 (火~水)	9~10 (水~木)		7~8 (木~金)	12~13 (水~金)	16~17 (木~金)	17~18 (月~火)	17~18 (月~火)
	小型移動式クレーン運転(つり上げ荷重5t未満)	※長野会場で小型移動式クレーン運転技能講習のみを受講する日程は、下記の小型移動式クレーン運転技能講習+玉掛け特別教育(計5日間)の日程の初日から3日間となります。												
講習	シヨベルローダー等運転(最大荷重1t以上)		17~20 (月~木)											24~27 (月~木)
	小型移動式クレーン運転(つり上げ荷重5t未満)+ 玉掛け(つり上げ荷重1t以上)+ セット講習	13~17 (月~金)	22~26 (月~金)	24~25 (月~火)	22~26 (月~金)		9~13 (月~金)			11~15 (月~金)		20~24 (月~金)		10~14 (月~金)
特別教育	小型車両系建設機械(整地・運搬・積込み用及び掘削用)運転 (機体質量3t未満)	17~18 (水~木)					21~22 (水~木)		17~18 (水~金)		16~17 (月~火)		19~20 (水~木)	
	ローラー運転		13~14 (木~金)				24~25 (火~水)						26~27 (水~木)	
特別教育	高所作業車運転(作業床の高さ10m未満)						19~20 (木~金)							19~21 (水~金)
	フルハーネス型墜落制止器具使用作業		21 (火)		16 (火)			26 (木)		19 (火)		29 (水)		28 (金)

※月別講習計画の他にも1講習10名程度の受講者により特別講習や出張講習も実施可能ですので、お気軽にご相談ください。なお、出張講習の場合は、受講料及び教材費とは別に、移動等のための諸費用の一部を負担して頂くこととなります。